

いくつになっても にっこり笑顔

仲間とともに 元気に暮らせる 精華町



令和6~8年度

精華町第10次高齢者保健福祉計画

精華町第9期介護保険事業計画

概要版

計画の策定にあたって

計画策定の趣旨

全国的に高齢化が進行しており、令和7年（2025年）に「団塊の世代」が75歳以上に、令和22年（2040年）には団塊ジュニア世代が65歳以上となり、介護サービスの需要は今後さらに増加・多様化するといわれています。

本町でも高齢者人口は増加を続けており、令和22年（2040年）には高齢化率は38.5%に達すると想定されています。

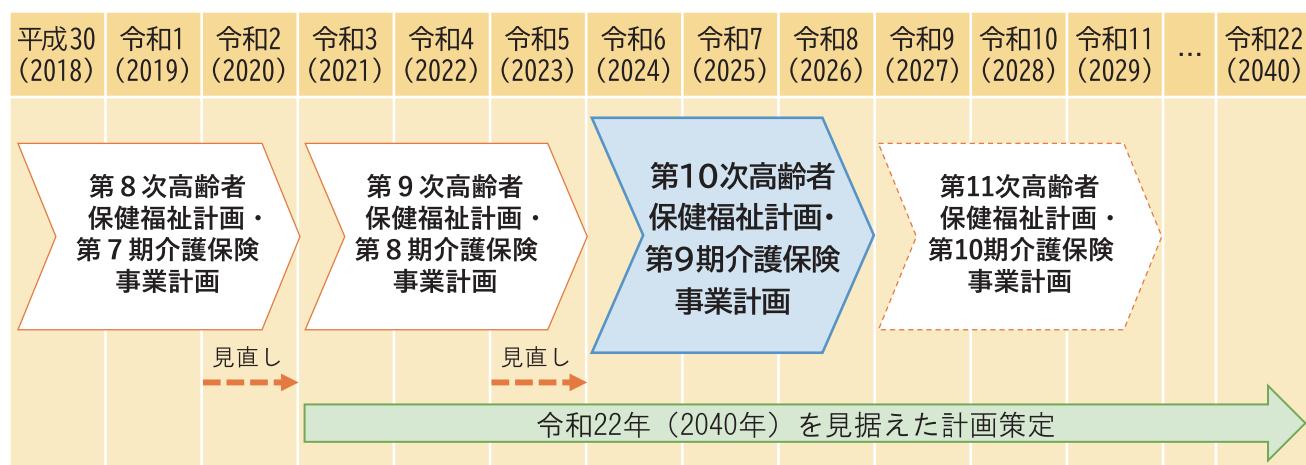
一人ひとりが自分の状態にあった適切な支援を受け、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供され、地域住民、専門職、社会福祉協議会、町などの関係者が連携してサポートする「地域包括ケアシステム」の深化・推進が求められています。

また、社会情勢の変化や、制度の「縦割り」では解決できない様々な課題に対応するため、「地域共生社会」の実現に向けた取組が必要です。

この計画は、令和3年（2021年）に策定した計画を見直し、精華町における地域包括ケアシステムの更なる深化・推進と、地域共生社会の実現を目指して策定するものです。

計画の期間

本計画は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの3年間を計画期間とし、計画期間中に団塊の世代が後期高齢者となる令和7年（2025年）を迎えるなか、高齢者数が最も多くなる令和22年（2040年）を見通した、中長期的な視野に立って施策を進めていくための計画として策定します。



計画の理念と目標



● 基本理念

精華町の高齢福祉に係る基本理念「高齢者が安心して生き生きと自立して暮らせるまちをめざす」を次のキャッチフレーズで示します。

いくつになっても にっこり笑顔

仲間とともに 元気に暮らせる 精華町

● 計画の目標

地域の住民や多様な主体が参画し、世代や分野を越えつながる地域共生社会の実現に向け、また、地域共生社会を土台とした地域包括ケアシステムが構築されたまちの姿として、計画の目標を2つ設定し、高齢者の幸福感の向上、健康寿命の延伸等をめざします。

いくつになっても元気に暮らせる！



誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち



人生を通じて培ってきた知識や経験、技術を生かして、
自分らしく活躍し、元気に暮らせるまちをめざします。

いくつになっても仲間とともに！



介護等が必要になったときの安心があるまち



家族や近所の人、友人、子どもから高齢の人まで、仲間とともによろこびあい、
支えあって、住み慣れた地域で最期まで自分らしく暮らせるまちをめざします。

精華町の高齢福祉施策の内容

計画の
目標

誰もが自分らしく高齢期を楽しめるまち

施策の
柱

その人らしい高齢期の暮らしと活動を応援する施策

施策領域と施策目標

(1) 健康づくり・介護予防の充実

施策目標 住民が「自分の健康は自分でつくる」という意識を持って、健康づくりや介護予防に取り組んでいる

施策内容 ●健康づくりの推進
●介護予防ケアマネジメントの提供体制の推進
●介護予防の充実
●リハビリテーション提供体制

(2) 高齢期の社会参画機会の拡充

施策目標 高齢の人が、いきいきと社会参画している

施策内容 ●働く場と機会づくりの促進
●趣味・社会貢献活動等の促進

(3) 地域での支え合いネットワークの構築

施策目標 地域福祉の活動に住民が積極的に参画し、支え合いのネットワークが構築されている

施策内容 ●高齢期に関する住民の相互理解の向上
●身近な居場所・活動拠点づくりの促進
●地域生活での安心サポートの充実
●高齢福祉ボランティアの養成・確保
●総合的な相談支援体制の整備
●生活安全に係る普及啓発

(4) 権利擁護対策等の推進

施策目標 高齢の人の生命、財産、生活にかかる権利が守られている

施策内容 ●高齢者虐待の予防と対策
●消費者被害の予防と対策
●成年後見制度等の利用支援

(5) 生活支援体制等の充実

施策目標 多様な主体が住民の生活支援に携わっている

施策内容 ●介護予防・生活支援サービス事業の充実(訪問型サービス)
●介護予防・生活支援サービス事業の充実(通所型サービス)
●通いの場の充実
●リハビリテーション提供体制

(6) やさしいまちづくりの推進

施策目標 安心して生活できるユニバーサルデザインのまちづくりが進んでいる

施策内容 ●高齢期に対応した住まいづくりの促進
●移動のしやすさの確保
●公共公益的施設のバリアフリー化の促進

(7) 地域での災害や感染症に係る体制整備

施策目標 非常時においても自分や家族等の安全を確保し、安心して過ごせる

施策内容 ●平時からの見守り活動の促進
●避難行動要支援者の支援体制の促進
●感染症予防のための啓発と環境整備の取り組み促進

精華町の高齢福祉施策の内容

計画の
目標

介護等が必要になった時の安心があるまち

施策の
柱

介護が必要になった時の安心をつくる施策

施策領域と施策目標

(1) 在宅医療・介護連携の推進

施策目標 安心して介護サービスが利用でき、その人らしい最期を迎えることができるまちとなっている

施策内容 ●居宅サービスの充実 ●介護保険施設サービス等の確保・活用
●地域密着型サービスの充実 ●在宅医療・介護連携の推進
●看取りに関する知識普及と意識啓発の推進
●多職種協働による看取り期のケア体制づくりの促進

(2) 地域包括支援センターの運営強化

施策目標 地域包括支援センターが十分に、住民の介護予防や日々の暮らしをさまざまな側面からサポートしている

施策内容 ●地域包括支援センターの機能充実 ●地域ケア会議の充実

(3) 認知症対策の充実

施策目標 認知症についての地域の理解が進み、自分らしく暮らすことができる

施策内容 ●普及啓発・本人発信支援 ●認知症の予防に関する取り組みの促進
●医療・ケア・介護サービス・介護者への支援の促進
●認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の方への支援・社会参加支援の強化

(4) 家族介護者支援の推進

施策目標 介護が必要な人とともに暮らす家族が、安心して介護をることができる

施策内容 ●家族介護者支援の推進

(5) 介護保険事業の適正な運営

施策目標 介護保険事業が適正に運営され、住民が安心して介護保険サービスを利用できる

施策内容 ●介護保険制度・サービスに係る情報の提供 ●要介護認定・介護給付の適正の確保
●低所得者の経済的負担の軽減 ●介護保険サービスの質の向上
●安心して利用できるサービスの提供

(6) 介護人材の確保

施策目標 介護人材確保のための啓発及び人材育成支援がされている

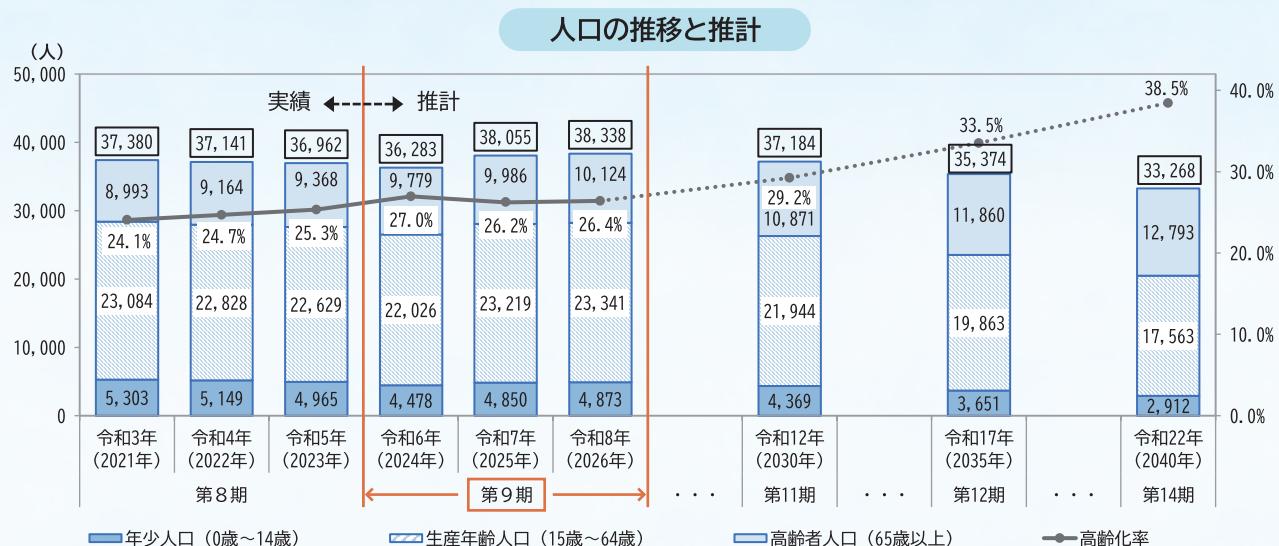
施策内容 ●福祉・介護サービス従事者の確保・育成 ●生活支援等の担い手の確保
●各種制度の周知 ●介護現場における業務の効率化

人口などの見込み

人口構造・高齢化率

総人口は減少を始めていますが、今後は宅地開発によって一時的な増加が予想されます。高齢者数は増加を続けると考えられます。

高齢化率も年々上昇してきましたが、宅地開発によって若い世代が増えることで、一時的に低下する時期がある見込みです。その後は再び上昇し、令和22年（2040年）には、38.5%と、3人に1人以上が高齢者となる見込みです。

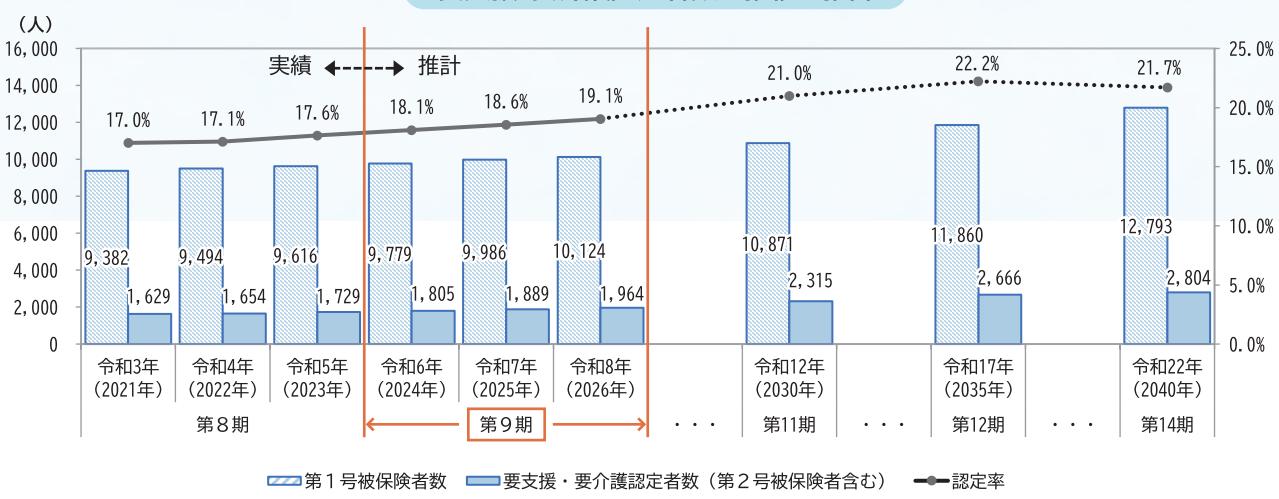


要支援・要介護認定者

要支援・要介護認定者数は増加傾向にあり、令和5年（2023年）では1,729人となっています。認定率も上昇傾向で推移し、令和5年（2023年）では17.6%となっています。

将来的にも認定者数は増加を続けると考えられ、令和22年（2040年）では2,804人になる推計となっています。認定率は、令和22年（2040年）では21.7%となる見込みです。

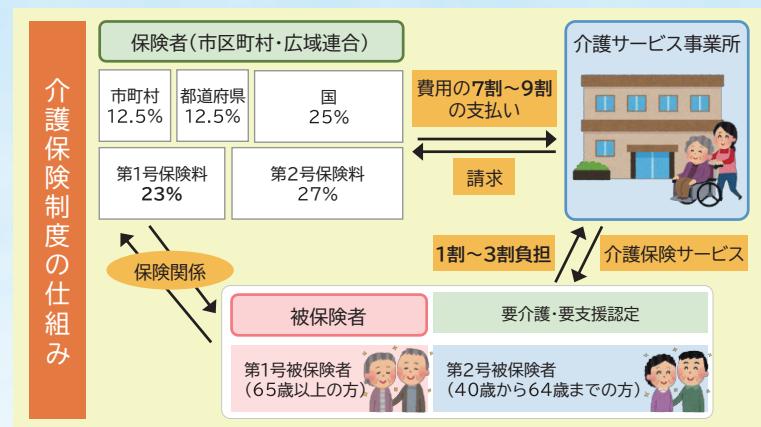
要支援・要介護認定者数の推移と推計



※認定率は、第1号被保険者の認定者数を第1号被保険者数で除した数です。

介護保険料（第1号被保険者保険料）の算定

総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えて、各年度の標準給付費見込み額を算出します。また、計画期間中の各年度の地域支援事業費等を見込み、調整交付金等を勘案して、保険料収納必要額（計画期間に要する費用の総額）を求めます。これもとに介護保険を算出します。



※国負担分の25%のうち、5%は調整交付金であり、75歳以上の方の数や高齢者の方の所得分布の状況に応じて増減します。

第9期介護保険料基準額（第5段階）

【令和6（2024）年度から令和8（2026）年度まで】

月額 5,950 円(年額 71,400 円)

段階	対象者	割合
第1段階	老齢福祉年金の受給者で、本人や世帯員が住民税非課税の方 生活保護の受給者 本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.455 (0.285)※
第2段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が80万1円以上120万円以下の方	基準額×0.685 (0.485)
第3段階	本人や世帯全員が住民税非課税で、合計所得金額+課税年金収入が120万1円以上の方	基準額×0.69 (0.685)
第4段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	基準額×0.90
第5段階	本人が住民税非課税(世帯内に住民税課税者がいる場合)で、第4段階以外の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円未満の方	基準額×1.20
第7段階	本人が住民税課税で合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.30
第8段階	本人が住民税課税で合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.55
第9段階	本人が住民税課税で合計所得金額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.75
第10段階	本人が住民税課税で合計所得金額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.95
第11段階	本人が住民税課税で合計所得金額が520万円以上620万円未満の方	基準額×2.15
第12段階	本人が住民税課税で合計所得金額が620万円以上720万円未満の方	基準額×2.35
第13段階	本人が住民税課税で合計所得金額が720万円以上820万円未満の方	基準額×2.55
第14段階	本人が住民税課税で合計所得金額が820万円以上920万円未満の方	基準額×2.75
第15段階	本人が住民税課税で合計所得金額が920万円以上の方	基準額×2.95

※ (0.285) (0.485) (0.685)については、国の予算措置が行われた後、国の基準に従い、軽減措置を講じる予定です。
※今後、国において上記以外の軽減措置が講じられる場合は、当該措置に準拠する予定です。

計画の推進

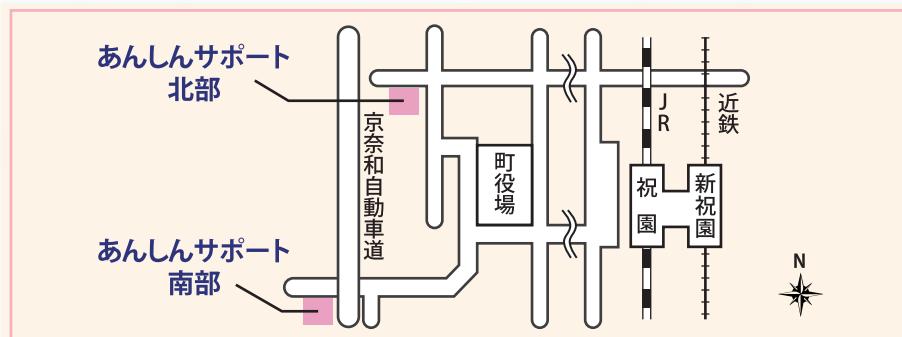
- 福祉・保健・医療等の府内の関係部局が連携することで、サービスを円滑に提供できる体制の充実に努めます。
- 地域包括支援センターや、居宅介護支援事業者、介護保険サービス提供事業者等との連携のもとで、各サービスを適切かつ適正に提供します。
- 計画の進捗状況を把握するため、施策・事業の成果について適切な評価を行います。
- 高齢者保健福祉審議会により、事業計画や目標の達成状況、介護保険サービス提供・利用の実態を定期的に点検・評価し、住民、高齢福祉に取り組む関係者で共有しながら、各種施策・事業を着実に推進します。

高齢者福祉の相談窓口（地域包括支援センター）

地域包括支援センターでは、地域で暮らす高齢者の介護や健康、生活についての総合相談等を行っています。第9期計画では、属性や世代を超えた課題に対して、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に取り組む重層的支援体制の整備を進めるとともに、さらなる高齢化を見据え、地域包括支援センターの体制強化を図ります。

現在、精華町には、地域包括支援センターが2か所あります。相談がある場合は、下記の窓口をご利用ください。

小学校区	名 称	住所・電話番号
川西 精北	精華町北部地域包括支援センター 【あんしんサポート北部】	精華町南稻八妻笛竹 41 番地 (特別養護老人ホーム神の園内) 電話番号:94-5677
精華台 山田荘 東光	精華町南部地域包括支援センター 【あんしんサポート南部】	精華町南稻八妻砂留 22 番地 1 (地域福祉センターかしのき苑内) 電話番号:94-4573



精華町第10次高齢者保健福祉計画・精華町第9期介護保険事業計画【概要版】
令和6年(2024年)3月

精華町 健康福祉環境部 高齢福祉課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻70番地

電話 0774-95-1932(直通) / FAX 0774-95-3974

e-mail kourei@town.seika.lg.jp / URL <https://www.town.seika.kyoto.jp/>